

Title	公益事業規制政策法と合衆国憲法第十修正：FERC対ミシシッピー
Sub Title	The Tenth Amendment of the Constitution Issue at the Public Utility Regulatory Policies Act in the United States of America
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.12 (1986. 12) ,p.223- 246
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東乾・林脇トシ子・阿久澤亀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861228-0223">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861228-0223</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 公益事業規制政策法と合衆国憲法第十修正

—FERC対ミンシッピ—

藤原淳一郎

第一節 序言

第二節 連邦最高裁判決—FERC対ミンシッピ(八二年)—

第三節 結語

## 第一節 序言

(1) カーター大統領は、就任後三ヶ月の一九七七年四月、「国家エネルギー計画(National Energy Plan)」を公にし、右計画実現のため、「国家エネルギー法案」を、議会に提出した。一年半にわたる議会審議の結果、翌七八年一〇月、国家エネルギー法(National Energy Act of 1978)が成立した<sup>(1)</sup>。同法の中心目的は、(七三年石油危機を教訓として)、米国の輸入石油への依存度を下げ<sup>(2)</sup>るため、石油消費の節減をはかること<sup>(2)</sup>にあった。(ちなみに第二次石油危機は、同年七八年一二月に始まった<sup>(3)</sup>)。本稿の検討対象たる「公益事業規制政策法(Public Utility Regulatory Policies Act)」(略称PURPA)

は、「国家省エネルギー政策法 (National Energy Conservation Policy Act (NEPCA))」、「発電所ならびに産業用燃料使用に関する法律 (Powerplant and Industrial Fuel Use Act (PIFUA))」、「天然ガス政策法 (Natural Gas Policy Act (NGPA))」、「エネルギー税法 (Energy Tax Act)」と共に、「国家エネルギー法」(七八年)を構成する五法のうちの二法律である。<sup>(4)</sup>

(2) 十九世紀においては、電気事業への規制は、州ならびに都市自治体によって行われており、連邦行政は、未だ及んでいなかった。<sup>(5)</sup> 一九二〇年、水力開発のため、連邦水力法 (Federal Water Power Act) が制定され、同法は連邦動力委員会 (Federal Power Commission (FPC)) を創設したが、同委員会は、電気事業規制権限を与えられているものではなかった。<sup>(6)</sup> 一九三五年の連邦動力法 (Federal Power Act) によって、連邦動力委員会 (FPC) のちに連邦エネルギー規制委員会 (FERC)<sup>(7)</sup> に、州際取引 (interstate commerce) の電気エネルギー卸売り (wholesale) に際して、送電と販売とを規制する権限が与えられた。州内取引の卸売りと、需要家への小売り (retail) 料金には、連邦の権限は及ばず、州 (公益事業委員会) の権限事項のままである。<sup>(8)</sup> FPC、現在はFERCによる電気事業ならびに電力料金への規制は、依然として、概して、各州による事業ならびに料金への規制に補足「的なもの」(supplementary)とみなされてきた<sup>(9)</sup>のである。

一九七八年の公益事業規制政策法 (以下「本法」又は「法」)は、「米」国家ならびに国際的なエネルギー問題は、各州規模のみでは (solely on a state-by-state basis) 効果的に調整され得ないとの、「連邦」議会の確信を、反映している。さらに、本法は、より大胆にエネルギー節約を促進させることのない州公益事業委員会への、議会の不満を、表わしている。本質的に、本法は、州公益事業委員会ならびに主要な需要家への電気・ガスの非規制供給者 (major non-regulated suppliers of electricity and gas to consumers) が、その料金決定ならびに運営慣行を再検討することを、命じている。<sup>(11)</sup> 「加えて」法は、連邦の基準を創設している」という点において、従来の連邦と州との電気・ガス事業規制のシステムに、一つの変更を加えるものである。と言っても、連邦が、全面的に州の規制権限を支配するというものではなく、

「これら〔国家エネルギー法五法等の〕法は、単に部分的に、エネルギー決定に関する州の役割りを置き換えた」ものにとどまる。<sup>(12)</sup>

(3) 本法は、四ヶ条の総則規定に続いて、第一部・電気事業への小売り規制政策 (retail regulatory policies for electric utilities)、第一部・FERCとDOEのある種の権限、第三部・天然ガス事業への「ガス」小売り政策、第四部・中小水力計画、第五部・原油輸送システム、第六部・雑則の、六部構成となっている。

第一部と第三部とは、電気事業ならびに（天然）ガス事業に関わる規定で、目標として、両事業によるエネルギー供給の節約の促進、両事業による設備と資源の有効利用の促進、需要家への公正な料金の促進の、三つを挙げている。本法が、電気事業を主たる対象としているのは、全米の一次エネルギー消費の二五％以上が発電に用いられており、発電燃料の三分の一が、石油および天然ガスであるということが、背景となっている。

右の目標を実現するために、電気料金決定に関して、州規制委員会と非規制事業者に、ある特定の連邦の基準を「考慮する (consider)」ことと、右基準を実施するかどうかの決定を行うことを、命じている。連邦の基準とは、<sup>(13)</sup> 一条の供給種別原価 (Cost of Service)、通減料金制 (Declining Block Rates)、時間帯別料金制 (Time-of-Day Rates)、季節別料金制 (Seasonal Rates)、供給中断可能料金制 (Interruptible Rates)、負荷管理技術 (Load Management Techniques) の、六基準である。州（ならびに非規制事業者、以下同様）は、右六基準を採用する必要はないが、仮に連邦の基準を採用しないときには、州（規制当局）は、その理由を表明しなければならぬ。また、六基準の採否の検討のため、法施行後二年以内に公聴会を開催し、法施行後三年以内に、採否を決定しなければならない。<sup>(14)(15)</sup>

第二部は、まず「現存の発電と送配電のネットワークにおけるエネルギー使用を引き締める試みにより電気事業におけるエネルギーの節約と効率とを促進させる」諸規定をおいている。<sup>(16)</sup> すなわち、連邦動力法 (FPA) の一部改正

という形で、第一に、認定熱電併給者 (qualifying cogenerator)、認定小規模発電者 (qualifying small power producer) もしくは電気事業者の申請により、FERCは、エネルギーと資本との節約を促進し電力システムの信頼性と効率とを高めることにより公共の利益に奉仕するとみられるときには、認定熱電併給施設・認定小規模施設・電気事業送電施設と、申請者の施設との接続 (interconnection) を命令し(二〇二条、FPA二〇〇条)、第二に、電気事業者間での電気エネルギーの輸送 (transmission) すなわち託送 (wheeling) を、同様の要件下でFERCは命令することが出来る(二〇三条、FPA二二一条)。州法により、電気事業者相互の自発的協調が禁じられているとき、FERCは、連系融通・協調 (pooling)<sup>(18)</sup> のために、右州法の適用を除外しうる(二〇五条 a 項)<sup>(19)</sup>。需要家へのサービス「提供」継続性のために、FERCは、電気事業者に、電力もしくは設備「能力」不足に関する報告をなさしめる(二〇六条、FPA二〇二条改正)。FERCは、卸売料金値上げ申請への法律的「認可」要件と、行政手続きとについての研究(二〇七条)と、需要家への適正な信頼性のレベルについての研究(二〇九条)を行う、といった、諸規定である。これらは、いずれも、「大規模電力〔送〕配電ネットワーク」を維持し促進する趣旨の規定である<sup>(20)</sup>。

一方、第二部には、「また、電力の大規模発電・配電への代案 (alternative) の探究を促進する」趣旨の規定も、存在する。それは、FERCに、熱電併給と小規模発電とを促進するための規則定立を命じる二二〇条の規定である<sup>(21)</sup>。本法制定前において、第一に、電気事業は、熱電併給や小規模発電の余剰電力を、合理的価格で購入しようとはせず、第二に、電気事業は、熱電併給等への(補助)電力料金を差別的に高くすることがあり、第三に、余剰電力を電気事業者に連系売電する産業用自家発が、電気事業者としての連邦もしくは州規制を受けるといった、熱電併給等への障害が存した<sup>(22)</sup>。そこで、二二〇条において、FERCは、認定熱電併給ならびに認定小規模発電(二〇一条)に関して、第一に、電気事業者の「認定施設への」売電料金、第二に、電気事業者の「認定施設からの」買電料金、第三に、連邦動力法(FPA)、連邦公益事業持株会社法(Public Utility Holding Company Act)<sup>(23)</sup>、州法からの全部または一部の適用除外

を、規則で定めることとされた。<sup>(24)</sup> 本条が、熱電併給等を促進しようとするのは、エネルギー消費節減ならびに資源利用の効率化にあることは、言うまでもない。同時に、小規模発電においては、再生利用可能エネルギーの利用促進の意味もあり、また、熱電併給を含め、電気事業における競争促進の意味があることも、否定出来ない。<sup>(25)</sup>

(4) 本法が、従来州（公益事業委員会）の権限とされていた電気事業小売（配電）料金に関して、連邦の基準を実施させようとしていること（第一部、第三部）、あわせて、熱電併給等の促進のために、連邦が、電気事業者と熱電併給者等との間の電気売買料金に、わくをはめようとしていること（第二部）が、州の主権を侵害する違憲の連邦法であるかどうか、第一の論点となる。さらに、本法を受けて制定されたFERC規則が、本法規定に抵触するものかどうか、第二の論点となる。後者は、具体的には、認定熱電併給等からの電気事業者の買電料金について、法二一〇条b項は、「(1)電気事業の需要家にとって、また、公共の利益において、公正で合理的なものであり、(2)認定熱電併給者もしくは認定小規模発電者に対して差別的でないものであるべし」との一般要件のあと、「電気事業者の代りの電気エネルギーへの増分費用 (incremental cost) を超えない」ことと定める（二一〇条b項後段）。FERC規則は、二一〇条b項を繰り返して述べて「筆者註・(1)の公正かつ合理的と、(2)の非差別的」、「回避コスト (avoided cost) より多額を支払うことを要求されない」と規定しつつも（18 C. F. R. § 292.304(a)）、「もしも料金が回避コストに等しいならば、購入料金は本条a項の要件を充足する」(Id. (c) 2)、「もし州規制当局が……〔回避コストより〕より低料金が、本条a項に合致し、熱電併給と小規模発電の促進に十分であると決定すれば……回避コストより低額が、……購入料金たりうる」(Id. (c) 3)と規定する。そこで、増分費用ないし回避コストが、買電料金の上限（法二一〇条b項後段）なのか、買電料金イコール回避コスト（規則二九二・三〇四条b参照）なのかという問題が、生じるのである。

本稿では、前者（州の主権との抵触問題）論点に関する判決を、検討しておく。

(一) WILLIAM H. RODGERS, JR., CASES AND MATERIALS ON ENERGY AND NATURAL RESOURCES LAW, 1-9

- (1979): Cochrane, Carter Energy Policy and the Ninety-fifth Congress, in: CRAUFURD D. GOODWIN ed., ENERGY POLICY IN PERSPECTIVE, 547, 556 ff., 584 (1981); JOSEPH P. TOMAIN, ENERGY LAW IN A NUTSHELL, 7-16 (1981).
- (2) RODGERS, id. 9; Cochrane, id. 556, 561, 564 ff.; Graine, Recent Federal Energy Legislation: Toward A National Energy Policy At Last?, 12 ENVIRONMENTAL L. REV. 29, 42 (1981); Martin, Problems with PURPA: The Need for State Legislation to Encourage Cogeneration and Small Power Productions, 11 BOSTON ENVTL. AFF. 149, 157 (1983). より正確に言えば、輸入石油(七十六年時点で日量七三〇万バレル、国内消費の四二%)の依存度を下げたため、エネルギー——特に石油と天然ガス——多消費からの転換をはかるとして、消エネルギー、石油代替エネルギー(石炭、ウランウム、再生可能エネルギー)のうま石炭増産と再生可能エネルギーの利用促進、石油輸入量の(日量六〇〇万バレル)の削減などをはかろうとしたものである。Cf. H. R. REP. No. 95-543, reprinted in 1978 U. S. CODE CONG. & AD. NEWS 7674-78.
- (3) 第二次石油危機に関して、差し当り、次の文献を参照のこと。Yager, The Energy Battles of 1979, in: GOODWIN ed., *supra* note 1, at 601; Basile, U. S. Energy Policy, in: WILFRID L. KOHL ed., AFTER THE SECOND OIL CRISIS, 195, 213 (1982).
- (4) 本法の制定過程の検討は、後日行いたいと考えている。前出註1の文献のほか、邦語文献として、工業開発研究所・アメリカのエネルギー戦略とその政治的側面(MIRA-OUPU)(八〇年)が有益である。また、五法のうち、天然ガス政策法の運用につき、竹田繁「天然ガス政策法の価格理論とその応用」、公益事業研究三四巻一号七七頁(八二年)、同「米国の天然ガス産業における最近の deregulation 政策について」、同誌三七巻一号三二頁(八五年)に詳しい。
- (5) 藤原淳一郎「十九世紀米国における電気事業規制の展開(一)——(五・完)」法学研究五九巻四号一八号、特に四号四頁参照。
- (6) Martin, *supra* note 2, at 153; ALFRED C. AMAN JR., ENERGY AND NATURAL RESOURCES LAW: THE REGULATORY DIALOGUE, 4-2 (1983).
- (7) 連邦動力委員会は、カーター政権の七七年、連邦エネルギー省(DOE)発足と共に、連邦エネルギー規制委員会 Federal Energy Regulatory Commission (FERC) を設けた。AMAN, id. 4-20; Stephens, Implementing Federal Energy Policy

- at the State and Local Levels: "Energy Power Requisite", 10 BOSTON ENVT'L AFF. 875, 878 (1983).
- (8) AMAN, id. 9-24; Martin, *supra* note 2, at 154 f.; JOSEPH P. TOMAIN/SHEILA S. HOLLIS, ENERGY DECISION MAKING, 111 (1983); DONALD N. ZILLMAN/LAURENCE H. LATTMAN, ENERGY LAW (University Casebook Series), 645 (1983).
- (9) Martin, id. 155.
- (10) Public Utility Regulatory Policies Act of 1978. (Public Law 95-617, 92 Stat. 3117).
- (11) ZILLMAN/LAURENCE, *supra* note 8, at 226.
- (12) TOMAIN/HOLLIS, *supra* note 8, at 73.
- (13) 非規制〔電気〕事業者 nonregulated electric utility は、州法上、州の規制機関の規制対象とはならないもので、都市自治体所有の公営事業者や、公的〔株式〕保有の企業などが該当するところ。Martin, *supra* note 2, at 158 n. 70.
- (14) Stephens, *supra* note 7, at 880 f.; TOMAIN, *supra* note 1, at 233 f.; TOMAIN/HOLLIS, *supra* note 8, at 111 f.; ZILLMAN/LATTMAN, *supra* note 8, at 226 f. 今井賢一（電気事業審議会料金制度部会欧米電気料金制度調査団）編著・欧米の電気料金制度・三〇〇頁以下（八一年）、山谷修作「アメリカ時間帯別電気料金」公益事業研究三五巻二号三九頁（四六頁以下）（八三年）参照。なお、一―三条では、親メーター（Master Metering）、自動調整条項（Automatic Adjustment Clauses）、需要家への情報提供（Information to Consumers）、供給停止手続や（Procedures for Termination of Electric Service）、広告費用（Advertising）の五基準をめぐって、公聴会等のものも、採用するかしないかを決定させるものと規定している。今井・同右書三〇三頁以下、佐々木弘「公益企業料金規制と Automatic Adjustment Clause」国民経済雑誌一四七巻四号四八頁（五一頁）（八三年）参照。
- (15) ガスに関して「匹敵する基準 comparable standards が、ガス事業のために存在する」との指摘がある（Grainey, *supra* note 2, at 47）。しかし、第三部の規定をみると、三〇三条が、天然ガスサービスの停止手続と、広告費用とについての、連邦の基準について定めているのと、三〇六条が、「ガス事業料金設計（gas utility rates design）の改善と、天然ガスの節約の促進のための提案」が、なされることを予定することとなり、電気事業に対するほどの、具体的な連邦基準は、少なくとも本法条文そのものには、表明されていないように思える。
- (16) TOMAIN, *supra* note 1, at 220.



- (17) 「認定熱電併給施設」(qualifying cogeneration facility)ならびに「認定小規模発電施設」(qualifying small power production facility)は、法二〇一条によると、FERCが、その規則によつて、「発電」規模・使用燃料・燃料効率・信頼性等について決定することと、当該施設の所有者が、第一次的には、発電もしくは配電に従事してないこととしている。右規定を受けたFERC規則によると、「認定小規模発電施設」は、八〇メガワット以下で、燃料は「バイオマス、廃棄物、再生可能エネルギー源、地熱または上記の組み合わせで、全投入エネルギーの七五%以上が、これらによらねばならない」とする(18 C. F. R. § 292. 204 (1983))。また、「認定小規模発電施設」ならびに「認定熱電併給施設」の所有関係については、「電気事業者が五〇%以下に限るとして」(§ 292. 206)。
- (18) 海外電力調査会・海外諸国の電気事業・第一篇・七九頁(八四年)によると、パワー・プールとは、電力コストの低減と信頼度向上を目的に、二つ以上の電力会社系統が相互に行う連系融通および発送電システムの計画・運用の協調体制をいう。
- (19) 電気事業者間の連系接続ならびに連系融通は、「反競争的効果(anti-competitive effect)」を有しうる。ところで、本法は、「いかなる本法上の規定も、本法による[F.P.A.]いかなる法改正も、電気もしくはガス事業への反トラスト法の適用可能性に影響を及ぼすものではない」と規定する(四号一)。Cf. TOMAIN, *supra* note 1, at 221, 223; Progress of Regulation: Federal Antitrust Remedies in Electric Cases, PUB. UTIL. FORT., Feb. 2, 1984, at 55. ちなみに、我が国では、「広域運営」として、事業者間の融通は、公認されてゐるところである(電気事業法二八条以下、独禁法二一条参照)。
- (20) TOMAIN, id. 219 f.
- (21) Id. 220.
- (22) Note, A Look at Federal and State Cogeneration and Small Power Production Regulations, 3 J. ENERGY L. & POLICY, 329, 331 (1983).
- (23) 公益事業持株会社法につき、藤原・前掲註5(法学研究五九巻六号)七七頁のほか、中島陽子「アメリカ憲法の州際通商条項と企業統制(二・完)——一九三三年より一九四六年までの最高裁判所の判例の変遷」法学新報六五巻六号五〇五頁(五二〇頁以下)(五八年)参照。
- (24) 二一〇条の主な内容については、藤原淳一郎「地域分散型石油代替エネルギー導入の法的问题——電気事業法・ガス事業法への影響を中心として」公益事業研究三五巻一号九五頁以下(八三年)で、検討した。また、西ドイツにおける同種の問題については、藤原淳一郎「西独・電気事業と自家発との協定(七九年)——分散型電源への一つの対応策」エネルギーフォー

ラム八五年八月号五〇頁、同「電気事業における独占と競争——熱電併給自家発への日独法比較」公益事業研究三八巻一号八  
一頁（八六年）参照。

(25) 藤原・前掲註。(五九巻四号)四四頁註一二七参照。

(26) 「回避リスト」とは、電気事業者が、認定施設から購入しないときに、当該事業者が自ら発電するかもしくは他から購入するであろうときの、電気エネルギーもしくは「発電」能力またはその両者の増分費用を意味する」(傍点筆者。18 C. F. R. § 292. 101. (6). (1983))。

## 第二節 連邦最高裁判決

——FERC対ミシシッピ(八二年)<sup>(27)</sup>——

【事実の概要】一九七九年四月、ミシシッピ州 (The state of Mississippi) と同州公益事業委員会 (the Mississippi Public Service Commission) とは、本法第一部・第三節および(第二部)二一〇条が「違憲」である旨の宣言的判決を求めて、FERCとエネルギー(省)長官 (Secretary of Energy) を被告に、連邦地裁に訴えた(ミシシッピ・パワー&ライト社は、原告として訴訟参加が許された)。原告らの主張は、本法が、合衆国憲法一条八節三項の「通商条項 (commerce clause)」の下での連邦議会の権限を超えるもので、かつ、同憲法の第十修正に違反して州の主権を侵害するものだという点にあった。

連邦地裁は、正式事実審理を経ない判決 (summary judgment)<sup>(28)</sup> の申立により、以下の理由で、原告らの請求を認めた。第一の通商条項の点は、「憲法の通商条項には、連邦政府が、公益事業の規制ないし統制を始めることを授權したり、正当化する規定は、文言上存在しない。公益事業は、実際に、憲法「制定」当時未知のものであった」として、連邦議会が、本法制定において、通商条項の下で、その権限を超えたとした。第二の、第十修正については、National League of Cities v. Usery (以下「National League of Cities」)<sup>(29)</sup> 判決によりつつ、本法が、「ミシシッピ州の不可欠且つ伝統的な職務への直接的な侵害となる」ので、本法が州の主権を侵害すると判示した。そこで、FERCとエネルギー長官とが、右判決を不服として、連邦最高裁に上告したのが、本件である。<sup>(30)</sup>

【判旨】 原審（連邦地裁）判決破棄。

① 法廷意見は、ブラックマン（Blackmun）判事が執筆し、五人の判事が多数意見である。概要は、以下の通りである。

「通商条項」については、第一に、法二条から、本法による規制が、直接「州際通商（interstate commerce）」に影響を与えるものである旨、連邦議会が認定しており、<sup>(34)</sup> さらに判例上、発電と電力供給の州際性格から、州間の電力輸送の連邦規制は、適正である旨、指摘されている（FPC v. Florida Power & Light Co.）。<sup>(35)</sup> 第二に、通商条項下の連邦法の違憲性の審査基準は、Holden v. Indiana 判決にあるように、「規制された活動が州際通商に影響を及ぼすとの議会の認定に、いかなる合理的基礎（rational basis）もないか、または選択された規制手段（regulatory means selected）と明示された目標との間に、いかなる合理的、関連（reasonable connection）も存在しないということが、明らかなき」<sup>(36)</sup> にのみ、当該連邦法が無効にされるにとどまる（傍点筆者）。第三に、「二指標のうち前者の「合理的基礎」の存在は、本法制定経過から導かれ、かつ、電気エネルギーほど州際通商の基本的要素を有するものはない」（前掲FPC v. Florida Power & Light Co. 判決参照）のである。次に、後者の「手段」の合理性については、議会の選択が最も賢明であったかどうかは言えないが、「電気および天然ガスの「最終需要家への」小売り販売、ならびに電気事業者と熱電併給者との関係への連邦の限定された規制が、州際通商を保護するために不可欠であったと結論づけることにおいて、議会は不合理ではなかった」<sup>(38)(40)</sup>

「第十修正」については、National League 判決で、<sup>(41)</sup> 「一般的に適用可能な連邦規制から、州の主権が、州の盾となる（州の主権を侵害するとして、適用させない）範囲」が問題であったのに対して、本件では、対照的に、本法において、連邦政府は、州の規制機構（state regulatory machinery）を、連邦の目標のために用いようとする」ことにおいて、目新しい（novel）というのが、第一印象である。本法においては、第一に、二二〇条が「熱電併給および小規模発電促進のための」基準を州に強制し、第二に、法第一部および第三部が、州に特定の料金決定基準の考慮を命じ、第三に、法第一部ないし第三部で、州委員会に、ある手続を課するとの、三つの要求が含まれている。

第一に、法二二〇条は見たところ最も侵入的規定（intrusive）のようである。しかし、認定施設に州法及び州規制の適用除外を定める「二二〇条e項」限りにおいて、同条は「矛盾する州立法」への連邦「先占（pre-empt）」以上の何物でもない。このタイプの立法の妥当性は、National League of Cities 判決<sup>(42)</sup>及び Hotel v. Virginia Surface Mining 判決<sup>(43)</sup>で、確立されているところである。同条f項の「各州規制当局は、告知と公開聴聞ののち、料金規制権限を有する電気事業に対し、「熱電併給および

小規模電力と電気事業者との電力売買)規則(または改訂された規則)を実施しなければならない」との規定は、やっぱりだが、FERC規則に「州規制当局の実施は」認定施設と電気事業者との間で生じる紛争の解決のための仕事……から成る」とある(18 C. F. R. § 292.401 (a))の併せ読むことにより、「単にミシシッピ当局に、本法下で生じる紛争の裁断を要求するのみで、あって、右の事柄は、同州(公益事業)委員会の典型的活動である。Testa v. Kat<sup>(44)</sup>判決のように、同州委員会は、本法により認められた請求を受け入れる管轄権を有し、本法による連邦法上の権利は、州の「紛争」裁断機構(state adjudicatory machinery)によって強制されるのである」<sup>(45)</sup>

第二に、法第一部および第三部は、単に連邦の基準の考慮(consideration)を要求するものである。本法には、州に法律上のプログラムを演じることが「直接に強制する」規定はなく、州の「独立した(separate and independent)存在」を脅かすものではない。連邦の規制は、州を所与の方法で行わせたり、「不可欠の(州)政府機能」の領域での決定の自由に影響を与えてはならない(Hodel v. Virginia Surface Mining 判決)。他方、私的活動に対する政府規制に関しては、「個別企業は、必然的に、その所在する州政府の主権と、連邦政府の主権に照し」(National League of Cities 判決)、両主権の規制が衝突すれば、必ず連邦法が調整する。このことは、連邦議会が、その権限行使を「州のポリス・パワーの行使に取って代わる方法で」行っても、「州……の立法上の選択を行う特権を奪うか禁止する」方法で行っても(Hodel v. Virginia Surface Mining 判決)同様であり、連邦の最低限の基準による制約の範囲内で、州に、その特別なニーズに合致する州自身の規制計画を立て実施することを許容するとう、協調的連邦主義(cooperative Federalism)とのHodel v. Virginia Mining 判決(傍点筆者)の合憲性の分析を変更する必要はない。結論として、ミシシッピ[州]の主権行使を強要するものでも、州立法府もしくは州行政府に、命令の日程表をセットするものでもない。より命令的な規定であっても、Hodel v. Virginia Surface Mining 判決の原則の下に、有効である<sup>(46)</sup>。第三に、法の要求する州委員会の告知・聴聞等の手続は、命令的ではあるが、「もし議会が州行政府に、「連邦」提案規制を、「連邦」先占領域での継続的包含への条件として考慮することを要求出来るならば——そしてそれは「第二で検討したように」出来る」と解するが、ある手続的最低限の議会の要求……は、違憲ではない」。本法の手続的要求は、州の主権行使の強要でも、州委員会活動への基準設定でもない。

②ポウエル(Powell)判事は、法一二一条(州規制当局の料金決定手続への、エネルギー長官、電気事業者、需要家の介入と参加)や一二三条(エネルギー長官を含む手続に介入もしくは参加した者の、決定に対する司法審査の申立て。同条c項)の手

統規定が、第十修正に違反するが、本法の実体規定は、*Hotel v. Virginia Surface Mining* 判決ならびに *Testa v. Katt* 判決から、合憲であるので、「手続規定が分離される限りで」法廷意見に一部反対である<sup>(87)</sup>。

③ オコナー (O'Connor) 判事ら三判事は、多数意見のうち、第十修正に関する「法第一部および第三部の、連邦基準への州の義務的考慮の」第二点と、「州委員会への手続的要求という」第三点の結論に反対し、「法第一部と第三部とは、州規制当局に適用する限り、無効」であるとの結論である<sup>(88)</sup>。

第十修正から、連邦議会は、州の分離独立に必須の伝統的な州政府の活動に関して、連邦法を制定出来ない (*National League of Cities* 判決)。*Hotel v. Virginia Surface Mining* 判決は、「判定三基準 (three separate inquiries)」として、当該規制が、「第一に、「州」(国家)として州 *States as States*」に、「第二に、「争う余地なく州の主権の属性の事柄」に向けられ、第三に、「伝統的……」(州) 政府活動領域で不可欠の作用を構築する」「(州の) 能力を直接損なう」かどうかを挙げる。本件にこれを適用すると、第一に、法第一部および第三部は、「国家としての州」を規律し、第二に、連邦が一二の「基準」提案とそれへの考慮強要を行うことにより、州が政策樹立と決定を行うとの「州主権の属性」に影響を与えるもので、第三に、公益事業規制は州政府の伝統的活動で、本法は「州規制委員会の権限を、その伝統的機能を取り消すということで、損ねる」もので、結論として、本法は、第十修正違反である。しかも、*Hotel* 判決は、連邦法のプログラムによるかよらないかの選択が、州に認められている事実で、「協調的連邦主義」の連邦法であったが、本法は、「連邦政府の官僚の指人形として」「州委員会が」活動するが、州当局に伝統的に留保されていた一つの領域の規制を放棄するかを、州当局に強いる「ものである。また、多数意見は、「*Testa v. Katt* 判決を援用するが、「立法事項の選択権は、州立法権の基本的属性であり、右権限への介入は、不可避的に州主権の侵害」になるため、「連邦法への州裁判所の管轄権の有無の問題にした」テスト判決は、採用できない。

本法は「先占 *Pre-emption*」以上に「介入的 *Intrusive*」でないとは思えぬ。先占は、州は連邦法に矛盾しえないのみだが、本法では、連邦の基準が提案され、その採否を州が決定することから、州の提案、州のニーズへの対応、各州による創造的実験とそれへの市民参加が、困難となる。「州は、連邦議会が先占出来ぬか、または先占しない領域で、主権者として統治する権限を保有する」というのが、憲法制定時からの原則である<sup>(89)</sup>。

(1) 「通商条項 (commerce clause)」による連邦の立法権は、ニューディール以後、著しく増大しており、「州際」と

いう概念も、「性質において純粹に州内の行為であつても、……州間の通商に影響を及ぼすとき」にまで拡大解釈されてゐる。<sup>(53)</sup> 本件判旨は、本法の「通商条項」妥当性を、*Hodel v. Indiana* 判決の二基準<sup>(54)</sup>——合理的基礎と、手段の合理性——に従い検討しているが、この点につき、特に検討の必要はなからう。

(2) 通商条項に依拠する連邦法を「第十修正 (the tenth amendment)」で制限することが出来るかどうか、次の問題である。<sup>(55)</sup> ロウタンダによると、一九七〇年代中頃までに、第十修正は、通商条項下の連邦議会の立法権を制限することに失敗し、「第十修正は、単に〔同条の〕時代が過ぎ去つたという感傷の表現にまで下げられた」というのである。ところが、一九七六年の *National League of Cities* 判決は、通商条項下の連邦法に対して、州の主権による制限を復活させ、連邦法を違憲と判断した。<sup>(56)</sup> そこで、右判決以後の流れを、概観しておこう。

まず、*National League of Cities* 判決は、連邦公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act) の最低賃金と労働時間の規定の適用対象を州職員等に拡大する法改正を、五対四で違憲としたものである。<sup>(57)</sup> 右判決は、同法が、私人に対してでなく、「国家としての州 (States as States)」に対し向けられているということ、「連邦」議会により損なわれなところの、全ての州に属する〔州〕主権の属性」が存在すること、職員の勤務時間・給与等の決定権は「疑う余地のない州主権の属性」であること、右決定〔権〕は、州の「分離独立のため不可欠の機能」であることを、理由としてい<sup>(58)</sup>る。右判決は、「憲法の他の条項、たとえば予算執行権 (spending power)、一章八条一号〔課税権〕、第十四修正五条〔市民権・法の平等な保護のための立法権〕の下で認められた〔連邦議会の〕権限の行使によって、州政府の絶対必要な作用に影響を及ぼすことを、連邦議会が求めたときに、〔本件と〕異なつた結果が得られるかどうかに関して、いかなる見解も表明するものではない」として、判決の射程距離を、通商条項对第十修正に限定している点が、注目される。<sup>(59)</sup> 右判決につき、「バーガ・コートは、連邦の権限の拡大に制約を加える姿勢にあることを示唆している。この事件は、連邦の権限を実質的に縮小する最初のくさびともなりえよう」との指摘もあつた。<sup>(60)</sup> しかし、その後の連邦裁判におい

ては、通商条項下の連邦法を違憲であると判示したものは、今日まで、みられないのである。

八一年の *Hodel v. Virginia Surface Mining* 判決<sup>(61)</sup>が、「National League of Cities」の理由づけの下で、議会の通商条項権立法が無効であるとの主張が成功するためには、「次の」各三要件を充足しなければならぬ」として、当該連邦法が、第一に、「国家としての州」を規制するもので、第二に、「州主権の特質」事項に向けられており、第三に、「伝統的政府活動の領域で必要不可欠の作用を構成する」州の能力を直接に損なうものであること、三基準を示している。その上で、第一要件は、本件では充足されていないとする。すなわち、地表採掘および再生法 (*Surface Mining Control and Reclamation Act*) は、「私的個人ならびに事業の石炭鉱業の活動のみ」を規制するものであり、加えて、同法の実施の責任は連邦政府にあり、「州の立法過程を、連邦の規制計画を実施施行することを直接強いること」によって、「徴用する」ものではないからとする<sup>(62)</sup>。そして、連邦議会は、通商条項に基づいて、私人の活動に対する規制において、州法による規制に連邦法を代置もしくは先占しようとす<sup>(63)</sup>。

右の *Virginia Surface Mining* 判決で注目すべきことは、仮に右の違憲性判断の三基準が充足されても、「議会の通商条項権行使への第十修正の攻撃が、成功することを保証しない。高度の連邦の利益の性質から、州の服従を正当化しうる状況がある」という言わば第四基準にある<sup>(64)</sup>。ロウタンダは、先の *National League of Cities* 判決におけるブラックマン (*Blackmun*) 判事補足意見にある「利益」衡量接近法 (*balancing approach*)<sup>(65)</sup> を引き継いで、本判決のマーシャル (*Marshall*) 判事の法廷意見は、連邦の利益と州主権との利益の比較衡量基準 (*balancing test*) を明確に採用したものだとする<sup>(66)</sup>。そして、この手法は、一九三七年前に、裁判所が採用していた通商条項下の連邦法の審査方法——政策決定に同意しなければ、当該法律の州際通商への効果は「間接的」として違憲と判示する<sup>(67)</sup>——に類似するもので、「基準」よりも「ラベル」になる危険性を含んでいるとする<sup>(68)</sup>。なお、ステイヴンスは、マーシャル判事の法廷意見にある連邦の州（政府）への命令を正当化する「連邦の利益」が認められるべき例として、エネルギー資源の開発と

流通とに関する州間の紛争の解決、海外エネルギー源への依存度を下げることによる国家安全保障上の利益、「カナダ等との」国境州でのエネルギー使用の環境悪化効果拡散の規制を挙げている。<sup>(69)</sup>

本稿で採り上げたFERC対シシッピ判決の翌八三年、Equal Employment Opportunity Commission (EEOC) v. Wyoming 判決が下された。これは、National League of Cities 判決に類似する争点であり、「雇用における年齢差別法 (Age Discrimination in Employment Act)」(六七年)を「連邦および」州政府にも適用する旨の七四年改正の合憲性が争われたものである。<sup>(70)</sup> ブレナン (Brennan) 判事——National League of Cities では、少数意見であった——が法廷意見を書いている。それによると、同法は、Virginia Surface Mining 判決における違憲性の三基準のうち、第一基準 (国家としての州) には該当するが、第三基準 (伝統的政府機能……を直接損なう) には該当せず、同法による連邦の州政府への介入は、National League of Cities 事件の場合よりも、重大なものではないとした。<sup>(71)</sup> これに対して、バーガ (Burger) 裁判長の少数意見 (他に三判事が同調) では、同法は、右の違憲性の三基準の全てに該当するものであり、ならに、National League of Cities におけるブラックマン判事の補足意見にあった利益衡量基準 (balancing test) を適用すると、本件での連邦の利益が、理論上のものであるのに対して、ワイオミング州の利益は、(消防士が消防活動出来るか、警官が犯人を捕えられるかといった) 現実的 (危険性) にある。次に、同法が、第十四修正五条の平等保護法かどうかを検討すると、年齢に基づく区別が違法だということにはならないので、右憲法の規定は、同法の適用を正当化しないというのである。<sup>(72)</sup>

類似の事案でありながら、National League of Cities 判決では違憲、EEOC 判決では合憲という喰い違いをみせているのを、どのように評価すべきであろうか。「本[EEOC]判決において、裁判所は National League of Cities 判決の州主権ドクトリンを完全に放棄」し、「第十修正は、現実には、通商条項下の連邦の規制権を制限するものではない」との見方がある。<sup>(73)</sup> 他方、EEOC 判決は、明確に National League of Cities 判決を変更したのではない



が、後者が提供し損ねている首尾一貫した「主権」理論なしには、連邦法の合憲性の判断基準にはならないとの見方がある。<sup>(74)</sup>

National League of Cities 判決は、通商条項下の連邦法に対して、第十修正による制約を認めたものであったが、次の Virginia Surface Mining 判決は、National League of Cities 判決から表現そのものを巧みに借用しつつも、違憲性をより限定する三基準を定立した。EEOC 判決も、この三基準に乗る形で、第十修正による違憲可能性を狭く解したものである。しかも、右の三基準には、言わば四番目の基準として、連邦の利益と州主権との利益衡量が控えていることからすると、第十修正の連邦法への「歯止め」作用は、極めて困難なものに思われる。<sup>(補註1)</sup>

(3) 公益事業規制政策法 (PURPA) が第十修正に違反するかどうかについて、本件 (FERC 対 ミシシッピ) 判旨は、法二一〇条と、法第一部・第三部とに分けて論じるが、法二一〇条の合憲性の部分は、全員一致の判決となっている。法二一〇条のうち、熱電併給・小規模発電と電気事業者との関係についての規則制定 (f 項) は、判旨によれば、

連邦法によって生じる紛争の裁断を要求するのみで、Taste v. Katt 判決<sup>(75)</sup>により、肯定されるといふ。しかし、引用された右判決は、連邦法下の訴訟について州裁判所の管轄権を認めるものであって、「テスト」[判決]は、州自らの立法部への連邦の介入を含んでいない<sup>(76)</sup>」ので、判旨の議論の立て方には、疑問がある。

法第一部・第三部に関する本件判旨は、ロウタンダによると「条件付先占 (conditional preemption)」が、要点である。すなわち、連邦の先占が可能な領域において、州規制の継続に対して、議会が条件を付すことが出来、本法の (電気料金制度等への) 連邦の基準は、その条件だといふのである。<sup>(77)</sup> 最大の問題点は、むしろ、州にどのような選択 (choice) が与えられているかの点にあるように、筆者には思える。

ロウタンダは、National League of Cities 事件では、州に連邦法の (最低賃金・最長労働時間の) 選択の余地はなかったが、本法では、州には、連邦の基準を考慮するか、または、仮に同法による (連邦基準を考慮する) 新たな負担を

望まないならば、当該規制から手を引き (opt out) 連邦に任せるといふ選択があるという。しかし、州が連邦の目標と合致するか、それとも規制分野から手を引くというのが、「協調的連邦主義」における州の「選択」であろうか。<sup>(80)</sup>

本件判旨については、法論理の上では、いくつかの問題点を含んでいても、エネルギー節約による輸入石油依存度の低下という「国家的問題」を、連邦制の下で解決する一つの手法を示した本法の合憲性の結論は、法政策的には、正当なものとして、評価することも可能であろう。ただ、本件判旨によって、州(政府)を、連邦国家の目標と基準の道具にすることが認められたとみることには、必ずしも妥当ではない。「PURPAよりもより命令的か、PURPAにより向けられたよりもより完全に州の機能に向けられた連邦の立法は、なお違憲でありうる」からである。<sup>(83)</sup>

(27) Federal Energy Regulatory Commission v. Mississippi, 456 U. S. 742, 102 S. Ct. 2126, 72 L. Ed. 2d 532 (1982).

(28) 「連邦議会は左の権限を有する……」, 外国との通商および各州間ならびにインディアン部族との通商を規律すること」(塚本重頼「長内了・注解アメリカ憲法・全訂新版五五頁(八三年)訳による)。この「州際通商条項」の歴史的展開については、中島・前掲註23(法学新報六五巻五号ないし六号)、大林文敏「アメリカにおける司法権の発展——州際通商条項の一考察」愛知論叢一一号二三頁(七一年)、田中英夫・英米法総論上・二四五、三〇三、三二一—四、三三〇頁(八〇年)参照。  
(29) 「この憲法によって合衆国に委任されず、また、州に対して禁止されなかった権利は、それぞれ各州、または、人民に留保される」(塚本「長内・同右書一九三頁訳による)。

(30) 田中英夫「英米法のことば」——Summary Judgment」法学教室八五年八月号一一四頁、同・前掲註28・(下)四五八頁。

(31) National League of Cities v. Usery, 426 U. S. 833, 49 L. Ed. 2d. 245 (1976)。一九七四年に、連邦公正労働基準法(The Fair Labor Standards Act)が改正され、最低賃金と最長労働時間に関する規定が、州政府その他地方公共団体の職員に拡大された。右法改正につき、National League of Cities' National Governors' Conference および個別の一八州、三市等が労働長官を被告に、宣言的救済および差止救済を求めた事件である。連邦最高裁は、右法改正は、「私人にではなく、国家としての州(states as states)に向けられ」ているため、州の主権を侵害する、連邦議会の権限の及ばぬ事項であると、判示した(426 U. S. at 836, 845)。同判決につき、桑原昌宏「最近の判例——The National League of Cities v. Usery」アメリカ法一九八〇年一号一六九頁、塚本「長内・前掲註28・一九四頁、T・I・エマソン/木下毅・現代アメリカ憲法・七四頁(七

八年) 参照。

(33) 456 U. S. at 752 f.; 72 L. Ed. 2d. at 532, 542 f.

(34) 本法二条は議会認定 (congressional findings) 条項で、「議会は、公衆衛生・公共の安全および公共の福祉の保護、国家安全保障の確保ならびに憲法下で州、際、通商を規制する議会の権限の適正な行使が、①電気エネルギー節約、電気事業による設備と資源の使用の効率化、および電気需要家への公平な料金を定める「プログラム」、②電気エネルギーの卸送配電の改善、等のプログラム、③水力発電の発展……のプログラム、④天然ガスの節約……のプログラム、⑤石油輸送システム発展促進のプログラム、⑥本法六部に規定する機関の樹立、を、必要とすると認定する」と規定する(傍点筆者)。

(35) 456 U. S. at 755, 72 L. Ed. 2d. at 544.

(36) FPC v. Florida Power & Light Co., 404 U. S. 453, 30 L. Ed. 2d 600 (1972). フロリダ・パワー&ライト社の電力系統そのものは、州内のみであったが、フロリダ・パワープールに加わっていた(「パワープール」につき、前出註18参照)。右パワープールの一員であるフロリダ・パワー・カンパニーは、ジョージア州のジョージア・パワー・カンパニーと連系していた。そこで、フロリダ・パワー&ライト社は、右パワープールを通して、他州に電力を輸送していることになるとして、同社に対する連邦 (FPC) の規制権限を認めた判決である。

(37) *Hotel v. Indiana*, 452 U. S. 314, 69 L. Ed. 2d. 40 (1981).

(38) 456 U. S. at 753 f.

(39) 456 U. S. at 756-8, 72 L. Ed. 2d. at 544-6.

(40) 本法は、非規制私的公益事業者および州「規制」委員会を規制の相手方とするもので、州委員会に関しては、次の「第十修正」の論点がある。少なくとも私的事業者を規制する限りにおいて、本法は、通商条項の論点をクリアーすることにより、有効なものとなる。456 U. S. at 758.

(41) 前出註31。

(42) pre-emption は、ここでは、連邦法と州法との間での連邦法の「先占」の問題である。合衆国憲法上の連邦法の州法に対する最高法規条項 (supremacy clause) から導かれ、連邦と州との競合立法領域において、州立法(決定)に連邦法が取ってかわる (displace) 〇〇〇 cf. Note, *When the Walls Come Tumbling Down: What Remains of National League of Cities?*, 53 U. CIN. L. REV. 625, 627 (1984). 田中英夫・前掲註28・(下)五九九頁以下(田中教授は「専占」と訳された)参照。

(43) *Hodel v. Virginia Surface Mining & Reclamation Association, Inc.*, 452 U. S. 264, 69 L. Ed. 2d. 1 (1981). 地表採炭に伴う景観を含む境界問題等に対処するため、一九七七年、地表採掘ならびに再生法 (Surface Mining Control and Reclamation Act) が制定され、連邦内務長官が同法の規定実施の第一次責任者となれた。同法によると、地表採炭規制のために、暫定規制段階と、それに続く永続規制段階の二段階の計画が樹立される。暫定規制は七七年一月に発せられ、ヴァージニア州を含む殆どの州で効力を有するが、永続規制は七九年三月に発せられているものの、州の永続規制計画が認可されるか、州への連邦計画が実施されるまで、特定の州で有効とならない。本件は、七八年一〇月に、ヴァージニア州で地表採炭に従事する六三社からなる Virginia Surface Mining and Reclamation Association, Inc. と土地所有者四名が、連邦内務長官ホールを相手として、同法が違憲であるとして、宣言的救済および差止を求めて出訴し、ヴァージニア州と一町とが、原告として訴訟に参加した。連邦地裁は、同法が第十修正に違反すると判決したため、内務長官が上告したが、本件である (452 U. S. 268-74)。連邦最高裁は、「州に、連邦の最低基準による制限の範囲内で、[州] 自身の特別なニーズに合致するためにつくられた [州] 自身の規制計画の制定と実施とを、許容している」ことから、「協調的連邦主義 (cooperative federalism)」の連邦計画を樹立するものであるとして、同法を合憲と判示した (Id. at 289)。

(44) *Testa v. Katt*, 330 U. S. 389, 91 L. Ed. 967 (1947). 連邦緊急価格統制法 (Emergency Price Control Act) は、最高 (取引) 価格を定め、これに違反すると、「管轄のあるいかなる裁判所にも」超過価格の三倍以内の請求と、弁護士費用の請求を行うことが出来 (二〇五条。項)。連邦地裁は、州裁判所と競合的管轄権を有し (同条。項)、二〇五条。項の訴訟は、「被告が居住するかまたは事務所を有する地方」(の裁判所) に出訴すべし (同条C項) と規定していた。ロード・アイランド州在住のカット (被告、被上告人) は、同州在住のテスト (原告、上告人) に、最高価格を上まわる価格で自動車を買った。そこで、テストが、カットを相手とり、同法二〇五条。項に基づき、三倍訴訟を提起し、州最高裁上訴時には、超過価格分と弁護士費用についてののみ請求し、連邦価格行政官も、原告として訴訟に参加が許された。州最高裁は、二〇五条。項は、「[州際] 的意味での罰則 (penal statute in the international sense)」であり、州は、[州際] 的意味で「外国 (foreign)」[連邦] 政府の罰則を強制する必要はないとして、州裁判所の管轄権を否定した。そこで、テストらが、連邦最高裁に上告した事件である (330 U. S. at 387 f.)。連邦最高裁は、「連邦法の政策については、全ての州に広く行われる政策である。したがって、州裁判所は、連邦法から生じる権利の実現を拒むことが出来ないとして、州最高裁判決を破棄した (Id. at 393 f.)」。

- (45) 456 U. S. at 759-61, 72 L. Ed. 2d. at 544-6.
- (46) 456 U. S. at 761-70, 72 L. Ed. 2d. at 548-54.
- (47) 456 U. S. at 770-1, 72 L. Ed. 2d. at 554-5.
- (48) 456 U. S. at 771-5, 72 L. Ed. 2d. at 555-7.
- (49) 456 U. S. at 775, 796, 72 L. Ed. 2d. at 557, 571. なき、オナー少数意見は、多数意見の第十修正に関する〔法二一〇条の合憲性に関する〕第一点を支持する。456 U. S. at 775 n. 1.
- (50) 456 U. S. at 775-97, 72 L. Ed. 2d. at 557 ff.
- (51) Note, *Oklahoma v. FERCO: The Warning of "Cooperative Federalism"*, 4 J. ENERGY L. & POLICY 231, 233 (1983) 中島・前掲註23・五二四頁。
- (52) *Fry v. United States*, 421 U. S. 542, 547, 44 L. Ed. 2d. 363 (1975).
- (53) 田中・前掲註28(下)・五九一―三頁、伊藤正巳「田島裕・英米法二一六―七頁(八五年)参照」。
- (54) *Hodel v. Indiana* 判決(前出註37)も、*Hodel v. Virginia Surface Mining* 判決(前出註43)も、七七年の連邦地表採掘ならびに再生法の合憲性に関する事件である。なお、通商条項審査の二基準は、後者判決においても、述べられているところである(452 U. S. at 276)。
- (55) 中島・前掲註23・五二四頁は、ニューデール期の判例分析の結論として、「州と連邦は同等の地位にある」という理論の影は薄くなり、修正十条は只州の保留権に対する連邦による侵害を防禦する意味でしか援用されないうことであろう」と述べている。また、ステマーヴンスは、「一九四一年迄に最高裁は、第十修正が、議会による完全な通商条項権限の行使に、何の制限も課せなうと決した」と分析する。Stephens, *supra* note 7, at 886.
- (56) *Rotunda, The Doctrine of Conditional Preemption and Other Limitations On Tenth Amendment Restrictions*, 132 U. PA. L. REV. 289, 289-91 (1984).
- (57) 前出註21。
- (58) 426 U. S. at 845.
- (59) *Id.* at 852 n. 17; Cf. *Rotunda, supra* note 56, at 296-9.
- (60) ホフマン／木下・前掲註18・七五頁。

- (19) 前出註43。
- (20) 452 U. S. 287 f.
- (21) *Id.* at 290 f.
- (22) *Id.* at 288 n. 29.
- (23) 426 U. S. 856. 「リチャマン」は「環境保護」を、連邦の利益がより大である例示としている。
- (24) *Rotunda, supra* note 56, at 303. 判例における「この第四基準（ナンシントン・テスト）は、三基準が充足されたことを要する」と、意味のあるもの位置づけられたように。 Cf. Note, *A Critique of Hodel v. Virginia Surface Mining and Reclamation Association*, 16 U. RICH. L. REV. 179, 198 (1981).
- (25) 中略・前掲註23・四二二頁参照。
- (26) *Rotunda, supra* note 56, at 304.
- (27) Stephens, *supra* note 7, at 900.
- (28) EEOC v. Wyoming, 103 S. Ct. 1054 (1983). 五五で退職をせられたマイオミンダ州職員が、平等雇用機会委員会 (EEOC) に不服を申立て、EEOCの州当局との調停作業の失敗のため、EEOCが、州と同州職員を相手として、宣言的救済と差止めを求めて、出訴した。マイオミンダ地方裁判所が、National League of Cities 判決によりこの「同法を第十修正違反として、原告の請求を棄却したため、EEOCが、連邦最高裁に上告したが、本件である (*Id.* at 1056 f., 1059 f.)」。
- (29) *Id.* at 1060-2.
- (30) *Id.* at 1068 ff.
- (31) Note, *The Reputation of National League of Cities: The Supreme Court Abandons The State Sovereignty Doctrine* (EEOC v. Wyoming), 69 CORNELL L. REV. 1048, 1071, 75, 76 (1984).
- (32) The Supreme Court: 1982 Term, 97 HARV. L. REV. 70, 206 f. (1983).
- (33) 前出註44。
- (34) The Supreme Court, 1981 Term, 96 HARV. L. REV. 62, at 193 (1982).
- (35) *Rotunda, supra* note, 56, at 310, 323. ; Note, *supra* note 42, at 634.
- (36) 州内の電気・ガス事業規制の領域についても、連邦法が「先占」というのは、我々には奇妙に思える。しかし、通商条項

- に基へく規制法(本稿第二節(2))と「じつじつ」となる」と、連邦法が優先することになるのである。田中・前掲註28(下)・六〇〇頁。Cf. 426 U. S. at 845, 452 U. S. at 291.
- (2) Rotunda, *supra* note 56, at 311 f.
- (30) Cf. Note, "State As States": An Analysis of Cooperative Federalism Under *FERC v. Mississippi*, 4 J. ENERGY L. & POLICY 117, 127 (1983).; Note, *supra* note 42, at 644 f.
- (31) Note, The United States Supreme Court Upholds Federal Use Of State Resources To Further National Goals, 23 NATURAL RESOURCES JOURNAL 725, 734 (1983).
- (32) Stephens, *supra* note 7, at 904.
- (33) The Supreme Court, *supra* note 76, at 190.

### 第三節 結 語

FERC対ミンシッピ判決により、七八年の公益事業規制政策法は、合憲とされた。しかし、本判決は、五対四という、きわどい判決である。「ミンシッピ」判決において、同法二一〇条は支持されたが、「五対四」と広く分かれた最高裁の意見は、公益事業への規制権限を連邦政府にシフトさせる議会の計画への明確な支持を示さなかった<sup>(34)</sup>ため、その後も、別の事件が、連邦最高裁に持ちこまれることになるが、それについては、機会を改めて、検討してみたい<sup>(補註3)</sup>と思う。

第十修正に関する近時の判例は、National League of Cities も、本判決 (FERC対ミンシッピ) も、EEOC も、いずれも五対四で決められている (Hotel v. Virginia Surface Mining は、珍しく反対意見はない)。しかも、常に多数意見というのは、右四件で、ブラックマン (Blackmun) 判事のみである<sup>(表参照)</sup>。このことから、第十修正にかかる事件が、裁判所でどのように判断されるかは、極めて予測が困難な状況にある<sup>(35)</sup>。しかし、少なくとも、通商条項にもと

〈表〉 連邦最高裁判事の意見の分かれ方

判決 判事	National League of Cities	FERC v. Mississippi	EEOC v. Wyoming
Burger	×	×	×
Powell	×	×	×
Rehnquist	*×	×	×
O'Connor <sup>☆</sup>	×	×	×
Blackmun	×	*○	○
Brennan	○	○	*○
White	○	○	○
Marschall	○	○	○
Stevens	○	○	○

(注) ○=合憲, ×=(全部又は一部)違憲, \* =法廷意見  
 ☆National League 判決時は Stewart 判事

づく連邦法を、第十修正違反と判示したのは、National League of Cities 判決以後は出ておらず、本件判決をも含めて、第十修正は、極めて限られた役割りしか演じなくなっているとみられる。本件は、ことにエネルギーという連邦の利益の優先する課題に関するものであるから、第十修正は、とりわけ働きにくいとみることが出来る<sup>(87)</sup>。

(84) Martin, *supra* note 2, at 176 f.

(85) Rotunda, *supra* note 56, at 322.

(86) 本稿第二節(2)の Virginia Surface Mining 判決における違憲性判断の第四基準をみよ。

(87) 本稿では詳述出来ないが、同じく七八年エネルギー五法のうち、天然ガス政策法 (NGPA) をめぐる Oklahoma v. FERC,

661 F. 2d. 831 (1981), cert. denied, 102 S. Ct. 2902 (1982).

☆ 本件判決とはほぼ同様の論理である。 Cf. Note, *supra* note 51, at 238.

付記 筆者は、学生時代に、伊東乾先生の「民事訴訟法Ⅰ」の講義を履習したが、先生の論理的且つ無駄のない独特の名講義に魅了された者の一人である。助手時代に、先生を中心とする民事訴訟法研究会に参加させて戴き、報告の機会も与えられた(法学研究四三卷一二号一二三七頁、同誌四四卷四号一〇一五頁)が、その際、伊東先生の発せられる鋭い質問に、何とか答えようと、必死に頭を回転させたことが、まるで昨日のことのように、なつかしく想い起される。筆者の助手時代は、また、伊東学部長時代でもある。会議の席上、若気の至りて、活発に発言させて戴いたが、当時の先生の、誠に寛容な態度が、強く印象に残っている。



伊東先生のご退職を迎え、心の空洞に似た淋しさを感じる。先生が、新しい大学で、ますますご活躍されることを祈念しつつ、拙ない本稿ではあるが、伊東乾先生に献げさせて戴きたい。なお、筆者は、当初「米国連邦公益事業規制政策法をめぐる主要判例」として、原稿を執筆する予定であったが、与えられた枚数と時間との制約から、このような形になってしまった。近々、続稿を執筆するということで、伊東先生のお赦しを乞う次第である。

（一九八六年九月二〇日 稿了）

〔補註1〕 果たせるかな、一九八五年の *Garcia v. San Antonio Metropolitan Transit Authority*, 105 S. Ct. 1005 (1985) において、連邦最高裁は、「ブラックメン判事の心がわり」になり、先の *National League of Cities* 判決をくつがえすこととなった。Cf. *Aislyne, The Second Death of Federalism*, 83 MICH. L. REV. 1709, 1713 (1985). 木南教「アメリカ連邦最高裁判例の動向（一九八四—一九八五年開廷期）——合衆国の裁判所システムのマネージャーとしての連邦最高裁とは何か」判例タイムズ六一号一四四頁、とくに二四三頁（一九八六年）参照。

〔補註2〕 畠山武道「アメリカ環境法の動向12・太陽エネルギーの法理論（その1）」判例タイムズ六〇二号一一頁、とくに二一六頁註一六（八六年）参照。

〔補註3〕 八五年の *Garcia* 判決も、「表」の *FERC* 判決と同様の形で、五対四で決せられた。

（一九八六年一〇月二九日 補註追記）